

高齢者虐待防止講演会

『知っていますか？高齢者虐待のこと』

～権利侵害を起こさない、見過ごさないまちづくりに向けて～



- と き** 7月23日(月) 14時～16時
- と ころ** めむろ一ど 2階セミナーホール
- 内 容** だれもがいつかは高齢期を迎えるなか、だれにでも起こり得る身近な問題として、高齢者虐待とはどのようなことでなぜ起こるのか、そしてどうやって防いでいくべきなのかについて、実例や提案を交えて説明します。
講師は、北海道における高齢者虐待問題研究の先駆者であり、穏やかな語り口調でポイントを整理した講演をしていただけます。
- 講 師** 大内高雄 氏(北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科教授:「北海道高齢者虐待に関する研究会」座長)
- 申込期限** 7月18日(水) 会場および資料準備の関係上、ご出席人数のみお知らせください。

☎保健福祉課在宅支援係 ☎62-9724
✉ h-zaitaku@memuro.net

～社会問題としての高齢者虐待

- 高齢者虐待防止法**
介護保険サービスの利用定着により、これまで表面化してこなかった高齢者への権利侵害が顕在化するなか、『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)』が昨年4月に施行されました。そのなかでは、虐待を受けている方の保護や介護家族への支援などにおいて、市町村の役割も規定されています。
- 芽室町の取り組み**
芽室町では、本年4月の「芽室町地域包括支援センター」の開設に合わせて、見守りネットワークの構築や高齢者虐待防止に向けた普及啓発活動を本格的に開始します。
⇒活動の一環として、左記のように、7月23日(月)14時から講演会を開催します。

○高齢者虐待とは

身体的虐待	暴力行為などにより身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
心理的虐待	脅しや屈辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強制
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
ネグレクト (介護世話の放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

と定義されています。

○高齢者虐待の背景

家庭内における高齢者虐待は、過重な介護負担や長年の人間関係などさまざまな要因によって生じるものであり、虐待を受けている人、行っている人双方が被害者であるとの見解もあります。虐待を受けている方を守ることはもちろんですが、虐待を行っている人を非難するだけでは根本的な解決は図られず、それゆえに、介護家族への支援など継続的な関わりが必要となります。

★町民の皆さんへのお願い

テレビや新聞で報道されるような生命にも関わる深刻な事件はもちろん、人命に至らないまでも、日常的な高齢者虐待がこの芽室町で行われることのないよう、地域全体での「さりげない見守り」をお願いいたします。そして、確証が持てないようなことでも、匿名でも結構ですので、ちょっとした兆しや気付きとして情報提供いただきたいのです。

高齢者の権利侵害に関する連絡(通報)先は

夜間・休日も、職員の携行する携帯電話に転送するかたちで対応いたします。通報者の方の情報やプライバシーは堅く守りますので、ご安心のうえご連絡ください。

☎62-0141
保健福祉課在宅支援係
(芽室町地域包括支援センター)